

令和7年度 八王子市立第五中学校 学校いじめ防止基本方針

八王子市立第五中学校では、いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめは行ってはならない行為として捉えています。いじめに苦しむ子どもを一人でも多く救うために、「いじめは人権侵害である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、そして「どの子どもも幸せに生きる権利がある」ということをあらゆる機会をとらえて、子どもに理解をさせていく役割と責任をはたしてまいります。そのために、いじめ問題については、学校が最優先で取り組む課題として、学校運営協議会、保護者、地域、関係機関、八王子市教育委員会と合同一体となって対応します。いじめは全ての子どもに関係する問題であるという認識をもち、全ての子どもが安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい、自分の力を発揮できるよう、子どもを取り巻く大人が連携していじめ防止等に向けた取り組みを積極的に実施します。

発生したいじめについては、誰であろうといじめ防止対策推進法、いじめを許さないまち八王子条例等の関係法令を遵守した対応を取ります。

- 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）について、生徒、教職員、保護者、地域の方への周知と理解の徹底を図ります。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、常設の週1回開催する学校いじめ対策委員会で判断します。その際は、いじめられた子どもの立場に立って対応方針を決定します。また、緊急性の高い対応が必要な場合は、臨時の学校いじめ対策委員会を開催します。
- (2) 「いじめられていることは恥ずかしい」「いじめを受けていることを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などと考える子どもがいることを前提に、いじめが疑われる場合や本人が「いじめられていない」と回答したとしても、安易にいじめに当たるか否かを表面的・形式的に行うことなく、いじめが疑われる子どもや周辺の状況等を確認の上、法にしたがって客観的に判断し対応します。
- (3) 子どもの特性から本人がいじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識がない場合であっても対応します。
- (4) いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策委員会において認知、対応方針等を確認し、必要な意思決定のプロセスを経て決定します。
- (5) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無

理やりさせられたりすることなどを意味します。喧嘩やふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえ、背景にある状況の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目して、いじめに該当するかを判断します。

- (6) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該の子どもが心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。ただし、子どもがもっているスマートフォン等については、保護者等の責任のもとに買い与えた物であることから、SNS などを通じたいじめの被害者または加害者になった場合は、保護者にも一定の責任があるものとして聞き取りなどの調査に協力いただきます。
- (7) いじめられた子どもの立場になって、いじめと判断した場合でも、必ずしも厳しい指導を要するとは限りません。

○好意から行ったことでも相手側の子どもの心身に苦痛を感じさせた場合

○軽い言葉で相手を傷つけたが、教師の指導によることなく、すぐに加害の子どもは謝罪をして良好な関係を再び築けた場合

- (8) いじめの中には犯罪行為として扱われるものや子どもの心身又は財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報する必要があります。このようないじめの場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上であったとしても、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を取ることがあります。

2 いじめの理解

- (1) 年3回以上のいじめ防止研修を教職員に実施し、いじめの理解を深めていきます。またいじめ防止対策推進法等を遵守するとともに、八王子市で発生したこれまでのいじめの重大事態についての知見を生かすため、週1回常設している学校いじめ対策委員会において、いじめの事案一つ一つについて対応を決定します。
- (2) 生活をしていて、何かの出来事が起こり、嫌な気持ちをもつことがあるのは普通のことと、そのような時に、誰かに助けを求めることは、少しも恥ずかしいことではないということをあらゆる機会を捉えて、全校生徒及び保護者、教職員に周知します。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

- (1) 子ども見守りシートを活用し、子どもの変化が少しでもあれば学校の教職員と保護者が情報を共有できるようにします。
- (2) 日常の子どもの状況を複数の目で確認し、いじめの芽がないか見取ります。些細なことであっても、学校いじめ対策委員会に報告し、いじめか否か等を組織で判断します。
- (3) いじめ防止に関するアンケートを定期的に年3回以上実施して、いじめの早期発見ができるように努めます。また、楽しい学校生活を送るためのアンケート（QU）の調査結果を踏まえ、子どもの状況により、面談を実施するなど子どもの声を聴き、組織で対応します。
- (4) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行うとともに、事実確認後は管理職に報告させ、管理職の意思決定のもと、該当家庭・保護者に情報と対応方針を共有します。
- (5) 学級担任が一人で抱え込まないよう学校全体で組織として対応します。
- (6) 校長は、学校運営協議会において、いじめ対策、いじめ対応について事実確認、意思決定をした後、報告します。

- (7) いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組みます。
- (8) 子どもの些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、また、学級担任等が一人で判断することなく、組織で情報共有し、判断します。
- (9) 家庭等で買い与えたスマートフォン等を使ったいじめについては、保護者が一義的な責任を負い、学校からの依頼する SNS 等総合点検週間に協力をしていただきます。家庭等で、お子様のスマートフォン等における SNS を確認し、SNS 上でいじめを受けていないか、いじめをしていないか等の点検を行っていただきます。いじめを発見した場合は、保護者は学校に子ども見守りシートを提出して知らせたり、直接担任等に連絡して頂き、早期対応を行います。

4 いじめへの対処

- (1) いじめへの対処は組織的に行うことを原則とし、校内における教員研修を通して、いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めます。
- (2) いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するとともに、学校いじめ対策委員会で判断した対応等を迅速に行い、いじめ防止対策推進法 23 条の調査を実施し、一次指導として、いじめの行為を辞めさせます。その後、いじめの解消までの見守り（3 か月）と必要な支援等を行います。
- (3) いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為を止めさせます。あわせて、いじめをしたとされる子どもに対しては、事情を確認するだけではなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行います。
- (4) いじめの対処は学校だけではなく、保護者（家庭）、八王子市教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携します。
- (5) いじめ防止対策推進法 28 条に該当する重大事態が疑われる場合には、躊躇することなく八王子市教育委員会と連携し、必要なプロセスを経た上で対応します。

5 いじめの未然防止に向けて

毎年開催される、はちおうじっ子サミットのテーマについて、第五中学校グループ（第一小学校、第四小学校）の子どもが自分のこととしていじめ問題について主体的に考える教育活動を実施します。

- (1) 特別の教科 道徳における「公正・公平、社会正義」や「親切、思いやり」などの道徳的価値を深めさせるための授業改善を実施します。
- (2) 学校生活や家庭の中等でストレスを抱える状況にある生徒については、心理の専門家であるスクールカウンセラーと連携した相談体制のもと、悩みや不安等を解決できるようにします。
- (3) 全ての子どもが安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感がもてる学校づくりを行います。
- (4) 子どもが、一人以上の大人に相談できる環境づくりを行います。また、SOS の出し方の方法やいじめ防止プログラムを実施します。

令和 6 年 4 月 1 日 施行

令和 7 年 4 月 1 日 改訂